

東京局間連第 25-102 号
平成 26 年 2 月 28 日

各間税会会長 殿

東京国税局間税会連合会

専務理事 吉田 一宗

「消費税の転嫁拒否等の行為」に関する情報窓口の設置について

時下ますますご清栄のことと存じお慶び申し上げます。

さて、消費税率の引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、いわゆる「消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）」が制定され、平成 25 年 10 月 1 日から消費税の転嫁を拒否する行為等が禁止されております。

そして、違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会等が必要な指導・助言を行うとともに、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会等が勧告を行い、その旨を公表することとし、その違反行為に関する「政府の消費税価格転嫁等総合相談センター（以下「相談センター」という。）」が設けられており、その旨、周知しているところです。

（参考）「相談センター」の連絡先

○専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00（平成 26 年 3 月・4 月は土曜日も受付）

○専用フォーラム <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24 時間受付）

○問合せ先

- ・ 転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関すること
公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471（代表）
- ・ 転嫁を阻害する表示の是正に関すること
消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）
- ・ 消費税の総額表示義務の特例に関すること
財務省主税局税制第二課 03-3581-4111（代表）

・便乗値上げに関すること

消費者庁消費生活情報課 03-3507-8800 (代表)

しかしながら、会員の中には、「相談センター」に相談すると、匿名による相談も可能とはいえ、報復措置を受けるのではないかといった不安等があることから、上部団体である東京局間連に情報提供窓口を設け、東京局間連からも公正取引委員会等へ情報提供し、是正の働きかけ等を行って欲しいという声があります。

以上のような状況を踏まえ、東京局間連事務局に、下記のとおり「情報提供窓口」を設置しますので、お困りの会員がおられましたら、個別に「相談センター」にご相談していただくほか、必要があれば「情報提供窓口」にも情報を提供していただければ、側面支援をさせていただきたいと思えます。

記

東京局間連事務局 情報提供窓口

FAX番号 03-3437-0301 (事務局の番号と同じ)

E-mail info@kanzeikai.jp

(情報提供に当たっての留意事項)

- ・情報は、書面にて提供してください。
- ・書面には、最低限、次の事項を記載してください。

取引先の企業名及び住所

違反行為と思われる事由 (例：減額や買ったときなどの禁止行為について、具体的に記載してください。)

違反行為に対して取られた対応 (やむを得ず受け入れた、拒否し取引ができなくなった等の対応について記載してください。)

情報提供者の氏名及び住所 (匿名でも結構ですが、その場合には、所在市町村名、例えば、〇〇市、〇〇区程度は記載してください。)